

○大府市首都圏人材確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、大府市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消のため、予算の範囲内において支給する大府市首都圏人材確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給金額)

第2条 補助金の支給額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算）、単身世帯の場合にあっては60万円とする。

(支給対象者)

第3条 補助金の支給対象となる者は、県実施要領第5の1（1）に定める支給要件を満たす者とする。

2 県実施要領第5の1（1）④の関係人口に関する要件として市が個別に定める要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

- (1) 本市に居住経験があること。
- (2) 市長が指定する講座を受講し、修了したこと。
- (3) 農林水産業に就業すること。

(支給の申請)

第4条 補助金の支給を希望する者は、県実施要領第5の1（2）①に定める申請書、本人確認書類及び前条の支給要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(支給決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の支給又は不支給の決定をし、県実施要領第5の1（2）②に定める支給決定通知書又は不支給決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の支給決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、その支給決定通知を受けた日から3月以内に県実施要領第5の1（2）③に定める請求書を市長に提出するものとする。

(報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、受給者及び就業先の法人に対し、補助金の対象とする事業に関し、報告を求めることができる。

(住居等の変更に係る届出)

第8条 受給者は、第4条の規定による申請をした日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した時点又は申請した内容に変更が生じたとき若しくは変更となることが分かったときは、県実施要領第5の1（3）①に定める変更届出書を市長に届け出るものとする。

る。

- 2 受給者が就業する法人は、受給者が第4条の規定による申請をした日から起算して1年を経過した時点又は就業証明書の記載内容に変更が生じたとき若しくは変更となることが分かったときは、県実施要領第5の1(3)②に定める変更届出書を市長に届け出るものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、受給者が県実施要領第5の1(4)①及び②に定めるいずれかの場合に該当するときは、補助金の全額又は半額の返還を当該受給者に請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

- 2 市長は、前項の規定により返還を請求する場合、県実施要領第5の1(4)に定める返還通知書により当該受給者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱及び県実施要領に定めるもののほか、補助金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。